

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業 「資料5 造成計画図一式」に関する質問への回答

- ・草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業に係る「資料5 造成計画図一式」を公表したところ、多くのご質問をいただきました。事業者間での認識の齟齬をなくすため、寄せられた質問への回答を公表します。
- ・質問は、要旨を組合にて判断し、記載しております。
- ・質問への回答は、現時点での本組合の考え方を示したものです。

令和6年7月11日

草津栗東行政事務組合

■草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業の「資料5 造成計画図一式」に関する質問に対する回答

No	質問	回答
1	保安林解除を行った範囲内であれば造成計画の変更は可能か。	保安林解除要件に抵触しない範囲で可能ですが、その他に流域界の変更ができないなど、制限があります。 必要に応じて関係機関との協議した資料をご確認ください。(No.10関係)
2	構内道路の位置や建物配置、環境緑地が多少変更されることは問題ないか。	保安林解除区域および残置森林、造成森林の範囲と面積に変更がなければ、建物および環境緑地の位置の変更については、多少であれば問題ありません。ただし、変更内容によっては、契約締結後に必要となる協議を関係機関と行っていただく可能性があります。 また、その場合においても、供用開始の変更はないものとします。
3	計画レベルの変更は可能か。	保安林解除要件に沿って、関係機関と調整の上、造成設計図を作成しており、公表資料から変更を行う場合は、契約締結後に必要となる協議を関係機関と行っていただく必要があります。 また、その場合においても、供用開始の変更はないものとします。
4	進入路(乗り入れ口)の変更は可能か。	基本計画時に地元と調整してきた内容であり、また、関係機関と調整済みで、申請済みの保安林解除に係るものとなるので、変更はできません。
5	調整池の位置、形状の変更は可能か。	保安林解除要件に沿って、関係機関と調整の上、造成設計図を作成しており、公表資料から変更を行う場合は、契約締結後に必要となる協議を関係機関と行っていただく必要があります。 また、その場合においても、供用開始の変更はないものとします。
6	完了検査はあるのか。	本件については、開発許可ではなく、市の開発指導要綱協議によるものです。 栗東市による検査はありません。 しかし、要求水準書に示すとおり、組合による確認を実施する予定です。
8	検査時に設計レベルまで仕上げる必要はあるか。	建築工事に係る基礎、工作物付設等の予定があるなど、意図が明確であれば、組合による確認時に設計レベルまで仕上がっていても問題ないと考えます。
9	造成計画については、開発許可ではないということで良いか。	本件については、開発許可ではなく、要綱協議によるものです。
10	雨水排水計算書や流域の分かる資料は公開されるか。	資料について、メールにて送付させていただきます。送付を希望の事業者様におかれましては、ご連絡をいただきたいと思っております。
11	工作物の仕様は変更可能か。(重力擁壁、プレキャストなど)	公表資料と同等以上の性能を発揮し、保安林解除要件に影響を与えない場合は、変更可能とします。ただし、変更内容によっては、契約締結後に必要となる協議を関係機関と行っていただく必要があります。 また、その場合においても、供用開始の変更はないものとします。